

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第30号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 第6条の3 条例第4条第1項ただし書に規定する加算する額は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、 <u>1万2千円</u> とする。 | 第6条の3 条例第4条第1項ただし書に規定する加算する額は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、 <u>1万6千円</u> とする。 |
| 附 則 4 傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日から <u>令和4年3月31日</u> までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。ただし、入院が継続する場合等は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 | 附 則 4 傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日から <u>令和3年12月31日</u> までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。ただし、入院が継続する場合等は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 |

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の3の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の瀬戸市国民健康保険条例施行規則第6条の3の規定は、この規則の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。